狩猟者必携
（ハンターマップ）

令和7年度

奈良県

狩猟者の責務及び遵守事項

安全で楽しい狩猟をするため、次のことを守りましょう。

1. 狩猟者の責務

① 自然環境の保全に協力すること。特に地域の自然環境に精通し、環境のモニターとして地域社会に貢献すること。

② 常に狩猟に関する知識や技能の向上を図ること。

③ 関係法令の規定に従い、狩猟に関するマナーを遵守すること。

④ 捕獲した鳥獣の有効利用に努めること。

⑤ 自然環境の保全に関する各種調査に協力し、必要な情報や資料を提供すること。

⑥ 鳥獣による各種被害の防止対策に対して、誠意をもって積極的に協力すること。

2. 狩猟事故の防止

① 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用しましょう。

② 銃を手にしたときや、銃を手から離すときは、装填の有無を必ず確認しましょう。

③ 発砲の必要がおこる直前まで装填しないとともに、発射の機会がなくなったら必ず脱包するようにしましょう。

④ 安全装置をかけたからといって安心したり、過信しないようにしましょう。

⑤ 実包を装填していないときでも、銃口を人や建物などに向けないようにしましょう。

⑥ 使用する銃に適合した火薬や実包を使用しましょう。

⑦ みだりに他人の銃を手にしたり、自分の銃を他人にさわらせないようにしましょう。

⑧ 絶対に酒気を帯びて銃を手にしないようにしましょう。

⑨ 銃口への異物の侵入に注意しましょう。

⑩ 疲れたときは猟を中止しましょう。

⑪ 狩猟者以外の者を、狩猟する場所に同行させないようにしましょう。

3. 狩猟の道徳

① 農耕地や造林地に踏み込んで、農作物や造林木に被害を与えないようにしましょう。

② 山火事を起こさないよう、タバコなど火の元に注意しましょう。

③ 地域住民に無用の不安を与えたり、嫌な感じを与えるような行為は厳に慎みましょう。

④ いつも、他人の土地で狩猟をさせてもらっているとの感謝の気持ちで狩猟をしましょう。

⑤ 農作物や造林木などに被害を与えているシカやイノシシ、カワウ、カラス等をできるだけ多く捕獲しましょう。

⑥ 他人が狙っている獲物には銃口を向けないようにしましょう。

⑦ 他人のワナに掛かっている獲物には絶対に手を触れないようにしましょう。

⑧ 猟犬の取扱について、以下のことに注意し、猟犬による事故を起こさないようにしましょう。
・猟場付近に住宅や一般道路がある場合、猟犬にツナを付け、猟犬管理者の元から放さないこと。
・不慣れな猟犬の使用は行わないこと。
・安易な猟犬の貸し借りはしないこと。

狩猟における留意事項

違反行為をしないよう、以下の事項に留意してください。

1. 狩猟規制区域

① 鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域（銃）及び鉛散弾規制地域等の狩猟規制区域については「狩猟者必携」や標識で確認し、それでもわからないときには、県・市町村や地元猟友会等に確認しましょう。

狩猟が禁止されている地域から狩猟が可能な地域（可猟地域）へ獲物を追いだして捕獲することは違反行為となります。

② 鉛散弾規制地域を1カ所設定していますのでご注意下さい。

2. 銃器による止めさしについて

次の①～④の全てを満たす場合に限り銃器を使用した止めさしが可能です。ただし、特定猟具使用禁止区域（銃）内ではこれまでどおり銃器を使用した止めさしはできません。また、奈良県で狩猟者登録をしている者が実施する等、安全には十分配慮してください。

① くくりわな、箱わな等の鳥獣の動きを確実に固定できないわなに鳥獣がかかった場合
② わなにかかった鳥獣がイノシシ、シカであること
③ わなを仕掛けた狩猟者の同意に基づき行われること
④ 銃器の使用に当たっての安全性が確保されていること

3. わなの取扱

最近、箱わな(檻)やくくりわなによる違反行為が相次いでいます。わなの取り扱いについては、次のことを徹底して下さい。

① 猟期前の餌付けは狩猟マナーに反する行為であり、農林業被害を増やす恐れもあるのでやめましょう。
② 箱わな(檻)は、猟期外には必ず撤去すること。撤去が困難な場合には出入口の戸を必ず閉めてカギをかけるか戸をはずしておくこと。
③ 囲いわな(捕獲柵)は、猟期外には出入口の戸を必ず閉めてカギをかけるか戸をはずしておくこと。
④ 「危険なわな」は使用しない。
危険なわなとは、(1)人がこれにかかった場合、身体の全部または一部を拘束し、通常の場合自力で脱却することが不可能であると認められるもの、(2)人がこれにかかった場合、日常業務に支障をきたす程度の負傷を与えるものと認められるもので、大型獣をつり上げて捕獲する構造を有するわなは「危険なわな」に該当します。

4. 残滓の放置規制

① 捕獲した鳥獣は全量を回収するか、適切な場所に埋設処理することが基本です。
② 適切な処理が困難な場合であっても、生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合以外は放置してはいけません。（例：登山道上への放置、生活用水の谷川への投棄等は処罰される場合があります。）

5. 捕獲行為とみなされる行為

以下に記載する行為は捕獲の有無に関わらず、法律上「捕獲行為」とみなされます。狩猟者登録を行っていない者が実施した場合「違法捕獲」となりますので、ご注意ください。

① 箱わな（檻）、囲いわな（檻）、くくりわなを捕獲可能な状態にする行為
② 発砲可能な銃器を獲物に向ける行為
③ 半矢の状態（負傷させた状態）、捕獲行為の中で卵を損傷させた場合
④ 実際に鳥獣を手に入れなくとも、捕獲の方法を行い、捕獲しうる可能性を生じた場合
⑤ 追い払いの発砲等で、鳥獣に殺傷または卵を損傷させる危険性が発生した場合

6. 農林業施設への被害防止

近年、農林業被害を防止するために設置されている防護柵が、散弾で損傷を受ける事例が発生しています。また、くくりわなを設置する際にスギ・ヒノキの植林木に釘で打ち付けている事例が発生しています。

上記は法律違反ではありませんが、器物破損となるため、このような事をしないようにご留意ください。

7. 外来生物を捕獲した場合

アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣とされていますが、外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、日本から根絶することを目標に各種対策が講じられています。アライグマ、ヌートリアを捕獲した場合は、その場で殺処分してください。

8. 人と動物の共通感染症について

野生鳥獣はウイルス、細菌、クラミジア、真菌（カビ）、寄生虫などを保持しています。狩猟者は野生鳥獣との接触機会が多いので、これらの共通感染症に十分に注意してください。

9. 野生鳥獣の生の肉は食べないで！

イノシシの生肉を食べた犬が死亡した事例がありましたので、犬にイノシシの肉や内蔵等を与える場合には充分加熱処理して下さい。また、自家消費をする場合にも十分に加熱処理を行って下さい。
シカの生肉を食べてE型肝炎にかかった事例も他県で生じています。野生鳥獣の肉を生食することはやめましょう。

10. 入林届の提出

国有林および官行造林地（位置は狩猟者必携に記載）で狩猟を行う場合は、事前に奈良森林管理事務所へ入林届を提出してください。

11. CSF等への対応

CSF感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則としてCSF感染確認区域外に持ち出さないでください。

鳥獣保護区

1. 大台山系鳥獣保護区
指定区域　奈良、三重県境日出ケ岳(標高一、六九五・一メートル)から三津河落(および経ケ峰(標高一、五二・八九メートル)を経て経ケ峰南方約七百メートルの地点)を東へ川上小倉川の分水稜線を南下逆峠(標高一、四一一・一メートル)の地点を経て標高一、三七七・四メートルの三角点に至り更に東方東ノ川木流を横断し稜線伝いに三重県境に至ち、ここより北折して県境沿いに日出ケ岳に至る線で囲まれる全域及び大台ケ原ドライブウエーの両側百メートル以内の区域のうち上北山村の区域(逆峠から経ケ峰に至る尾根以西の区域に限る)
指定期間　平成24年11月1日から令和14年10月31日まで
指定面積　2,384ヘクタール　国指定

2. 吉野山鳥獣保護区
指定区域　吉野町、下市町及び大淀町の境界の交点を起点とし、同所から吉野町と大淀町の境界を東進し、北進し、国道一六九号との交点に至り、同所から同国道を東へ、近鉄吉野線との交点に至り、同所から同線を南進し、近鉄吉野神宮駅を経て主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し、主要地方道桜井吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、林道藤田線との交点に至り、同所から同林道を北進し、町道吉野六六号線との交点に至り、同町道を北進し、主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から北進し、国道一六九号と町道上市一号線との交点に至り、同所から同国道を南東進し、町道中荘四七号線との交点に至り、同所から同町道を東進し、町道中荘五七号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道中荘六六号線との交点に至り、同町道を北進し、主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から北進し、国道一六九号と町道上市一号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、吉野町若草台地の北端を西進し、吉野町上市の境界を北西進し、吉野町と黒滝村との交点に至り、同所から吉野町と黒滝村との境界を西進し、吉野町と黒滝村との境界を西進し、吉野町と下市町との交点に至り、同所から吉野町と下市町との境界を北西進し起点に至る一円の区域
指定期間　令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
指定面積　2,569ヘクタール　県指定

3. 生駒・信貴山鳥獣保護区
指定区域　奈良県と大阪府の境界と県道大阪生駒線(通称阪奈道路)の交点を起点とし、同所から同県道を東進し、市道松ケ丘通り線との交点に至り、同所から同市道を南進し、近鉄生駒駅に至り、同所から近鉄生駒鋼索線を南西進し、同線宝山寺駅に至り、同所から市道門前町鬼取線を南進し、一般国道三百八号との交点に至り、同所から山道を南進し、宇都町大字鳴川を経て町道北畑貴路線との交点に至り、同所から同町道を南進し、町道一三一線路線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、鳥道貴山線との交点に至り、同所から同鳥道を南西進し、町道貴山畑百二十三号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、町道貴山畑百二百十二号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、三郷町内の関西電力株式会社の高圧送電線との交点に至り、同所から同送電線に沿って南西進し、奈良県と大阪府の境界との交点に至り、同所から同境界を西進及び北進し、起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
指定面積　2,050ヘクタール　県指定

4. 神野山鳥獣保護区
指定区域　山添村内の県道助命下荻線と山添村道上深川～北野桃香野線との交点を起点とし、同所から同村道を北進し、奈良市道上深川北野桃香野線との交点に至り、同所から同市道を北進し、山添村道上深川～北野桃香野線との交点を起点とし、同所から同村道を北進し、奈良市道上深川北野桃香野線との交点に至り、同所から同市道を北進し、山添村道上深川～北野桃香野線との交点を起点とし、同所から同村道を北進し、主要地方道奈良名張線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し、主要地方道桜井吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、国道神野山公園線との交点に至り、同所から同国道を南進し、鳥道助命一北野線との交点に至り、同所から同鳥道を南進し、鳥道神野山公園線との交点に至り、同所から同鳥道を南進し、鳥道助命下荻線との交点に至り、同所から同鳥道を西進し、起点に至る一円の区域
指定期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
指定面積　334ヘクタール　県指定

5. 室生鳥獣保護区
指定区域　宇陀市東道吉野室生寺針藤上の仙人橋の北端を起点とし、同所から同県道を北進し、鳥谷橋の南方三百メートルの地点に至り、同所から谷筋をほぼ東進し、室生川と西谷川との分水の尾根に至り、同所から同尾根をほぼ南東進し、室生川東道し、室生川と宇野川との分水の尾根との交点に至り、同所から同尾根をほぼ西進し、県道吉野室生寺針線に至り、同所から同県道を北西進し、国道一六九号との交点に至り、同所から同国道を北進し、町道吉野六六号線との交点に至り、同町道を北進し、主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から北進し、国道一六九号と町道上市一号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、近鉄吉野神宮駅を経て主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、林道藤田線との交点に至り、同所から同林道を北進し、町道吉野六六号線との交点に至り、同町道を北進し、主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から北進し、国道一六九号と町道上市一号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、吉野町若草台地の北端を西進し、吉野町上市の境界を北西進し、吉野町と黒滝村との交点に至り、同所から吉野町と黒滝村との境界を西進し、吉野町と下市町との交点に至り、同所から吉野町と下市町との境界を北西進し起点に至る一円の区域
指定期間　令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
指定面積　2,569ヘクタール　県指定

6. 玉置山鳥獣保護区
指定区域　吉野郡十津川村の上手を北に流れる西谷の合流点を起点とし、同所からほぼ北東に直進し、村道平谷竹筒線との林道大谷線との交点に至り、同所から林道大谷線をほぼ北進し、花折峠に至り、同所から北又谷を下り、いたざる谷との分岐点に至り、同所からほぼ南西に直進し、宝冠の森の頂上に至り、同所からほぼ西南西に直進し、通称本宮上に至り、同所から奥熊谷を下り、起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
指定面積　538ヘクタール　県指定

7. 二上山鳥獣保護区
指定区域　奈良県葛城市と大阪府の境界にある竹内峠を起点とし、同所から奈良県と大阪府の境界を北西進し、二上山桜峠を経て国道一六五号線との交点に至り、同所から同国道を東南進して近畿日本鉄道南大阪線二上山駅西端に接した市道を経て同駅に至り、同所から同鉄道に沿って当麻寺駅に至り、同所から市道を経て葛城市長尾地内で国道一六六号線との交点に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
指定面積　920ヘクタール　県指定

8. 黒滝大峯山系鳥獣保護区
指定区域　吉野郡天川村、川上村及び黒滝村の境界線の合流点を起点とし、天川村と川上村の境界線沿いに勝負塚山から大普賢岳に至り、同所から天川村及び上北山村の境界沿いに国見岳、七曜岳及び行者還岳を経て明星ヶ岳に至り、同所から天川村、五條市の境界線を経て頂仙岳に至り、同所から尾根筋を通って川辺の渡りの、なお尾根伝いに観音寺山から洞川龍泉寺を経て大天井ヶ岳に至り、天川村と黒滝村の境界を西進し、三角点(標高一、一一九九・三メートル)から約二百メートル南に至り、毛出地川及び栃倉川を下り、黒滝川に至り、同川を下り、下市町の境界及び標識三百九号線の合流点を経て下市町の境界(稜線)に沿って吉野町、下市町及び黒滝村の境界の合流点に至り、吉野町境界を経て川上村の境界青根ヶ峯に至り、四寸岩山を経由して起点に至る線を結ぶ一円の区域
指定期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
指定面積　10,694ヘクタール　県指定

9. 池峰池原鳥獣保護区
指定区域　吉野郡下北山村の池郷川と小又川の合流点を起点に同川を下って国道一六九号線に至り、同所から同国道を東北進して音枝峠に至り、同所から東方小川の谷に沿って池原貯水池を渡りポトトンネル対岸に至り、更にポトトンネル西口に渡り、同所から国道四二五号線を南西進して池原ダム洗水バケに至り、同所から南進して北山川を渡り更に北進し、同所から同村道を南進し、鳥道神野山公園線との交点に至り、同所から同鳥道を南進し、鳥道助命下荻線との交点に至り、同所から同鳥道を西進し、起点に至る一円の区域
指定期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
指定面積　334ヘクタール　県指定

10. 鐙・兜岳鳥獣保護区
指定区域　宇陀市上市字陀郡曽爾村の境界上の住塚山(標高一、一〇〇九・四メートル)の三角点を起点とし、尾根沿いに屏風岩を経て横輪山と同沿いに室生に至る小道との交点に至り、同所から同川を下って県道水目掛線との交点に至り、同所から同県道を約五〇〇メートル北進して兜岳から西北に下る尾根先に至り、同所から同尾根沿いに兜岳、鎧岳を経て北進して奈良県と三重県との境界を西進し、同所から同尾根を北進し、国道一六九号との交点に至り、同所から同国道を西進して鷲家口ダム湖水バケに至り、同所から同道を北進し、鷲家口集落を経て大和高原鉄道伊賀上野駅に至り、同所から同道を西進し、起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
指定面積　535ヘクタール　県指定

11. 立里荒神鳥獣保護区
指定区域　野迫川村内の県道川津・高野線と県道高野・辻堂線との分岐点を起点とし、県道高野・辻堂線を東進し、同村禁園に至り、更に南進し、林道川原橋川線との分岐点に至り、同所より同林道を南西進し、タイ谷口に至り、同所から同谷を上り、コノコ谷との合流点に至り、同所より尾根筋に沿って同村北股に至る山道を北西進し、同村北股の県道川津・高野線に至り、同所より同県道を北進し、起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
指定面積　2,458ヘクタール　県指定

12. 日張山鳥獣保護区
指定区域　宇陀市日張山の三角点を起点とし、同市菟田野字宮志と旭野上芳野との境界の稜線を南進し、同村と東吉野村との境界に至り、同境界線を南西進及び西進し、東吉野村鷲家から宇陀市菟田野字宮志に至る山道との交点に至り、同所より同山道を北進し、宇賀神社に至り、同所から同山道を北西進し、宇賀神社から宇賀志日張山線を西北進し、下宇賀志勝楽寺に至り、同所より同市菟田野下芳野に至る市道宇賀志下芳野線を東北進し、下芳野二井谷との交点に至り、同谷を南東進し、同市菟田野字賀志と笈田野上芳野との境界の稜線に至り、同所より北東進し、起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
指定面積　300ヘクタール　県指定

13. 高見山鳥獣保護区
指定区域　奈良県と三重県の境界上にある高見峠を起点とし、国道一六六号線に沿って、県道谷尻・木津線との分岐点に至り、同所より同県道を北進し、谷峠に至り、同所より東方野村と曽爾村、東吉野村と御杖村及び東吉野村と三重県の各境界線を東進及び西進し、起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
指定面積　3,102ヘクタール　県指定

14. 下市鳥獣保護区
指定区域　吉野町、大淀町及び下市町との境界点を起点とし、同所から吉野町と下市町の境界を東南進して菅原渡を経て吉野町、下市町及び黒滝村との境界に至り、同所から下市町と黒滝村の境界を南西進し、下市町大字谷と大字広橋、大字立石、大字才谷の境界に至り、同所から下市町大字才谷と大字広橋との境界に至り、同所から稜線を北進し、下市町大字広橋、大字立石、大字才谷の境界を北東進し、秋野川に至り、同所から秋野川を下り、県道下市洞川線と下市町大字広橋との境界に至り、同所から県道下市洞川線を北西進し、小川谷を経由して下市町大字広橋と大字才谷との境界に至り、同所から同道路沿いに南西進して吉野郡下北山村池峰字米ガエリ七百番地の二の地点に至り、同所から小道沿いに西進して国道四二五号線に出、更に北西進して池峰浄水場に至り、同所から尾根沿いに四百メートル西進し更に二百メートル北西進し、同所から北東に下る尾根に沿って北東又は北進して起点に至る線により囲まれた区域
指定期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
指定面積　535ヘクタール　県指定

15. 金剛葛城鳥獣保護区
指定区域　大阪府、和歌山県及び奈良県の境界の行者杉を起点とし、同所から大阪府と奈良県との境界に沿って進み神福山、千早峠、久留野峠を経て北進し、伏見峠、水越峠、葛城山及び岩橋山を経て竹内峠に至り、同所から既設二上山鳥獣保護区の境界を東進して葛城市平田に至り、同所から鳥道御所香芝線を南下し御所市大字名柄に至り、同所から鳥道御所香芝線を南下し御所市大字西佐味及び同市水野を経て五條市の境界に至り、同所から五條市道小和線を南下して近内神社に至り、同所から西進して久留野林道の入口に至り、同所から久留野林道又は鳥道御所香芝線を経て北山水分神社に至り、同所から同道を北進し、滝口寺、大字竹内、大字長尾、大字平尾、大字北窪、大字鳥井、大字大谷、大字名柄、大字大屋、大字大黒、大字大畑、大字大谷の境界を北西進し、大字大谷と大字名柄との境界を北進し、大字名柄と大字大屋との境界を北進し、大字大屋と大字大黒との境界を北進し、大字大黒と大字大畑との境界を北進し、大字大畑と大字大谷との境界を北